## 三重県医療勤務環境改善支援センターが 「医師労働時間短縮計画」の作成を支援します

令和6年4月から医師に対する時間外労働上限規制が適用されることに伴い、年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超える医師が勤務する医療機関は、働き方改革を進めるための計画(医師労働時間短縮計画)を作成し、都道府県知事による特例水準の指定を受けることが必要となりました。

	特例水準指定の <u>基本的な流れ</u>	特例水準等と時間外労働の上限				
	医療機関が計画を作成	水準		1つの医療機関内の 医師の業務形態	指定	36協定で定める ことができる時間
		A		時間外・休日労働が年960時間を超え ない医師	不要	年960時間以下
	評価センターによる 第三者評価		連携B	自院での時間外・休日労働は年960 時間以内であるが、地域医療確保の ために派遣され、他院での勤務と通算 して年960時間を超える医師	要	年960時間以下 (各々の医療機関)
	都道府県知事による	特例水準	В	救急医療や、特に専門的・高度で代替 困難な医療などを提供するために、時 間外・休日労働が年960時間を超える 医師	要	年1,860時間以下
	特例水準の指定 ▼		C-1	長時間、集中的に経験を積む必要の ある、時間外・休日労働が年960時間 を超える研修医	要	年1,860時間以下

C-2

医療機関が計画に

基づく取組を実施

要

年1.860時間以下

●令和6年3月末までの間については、連携B・B・C水準の指定を受ける予定のない医療機関を含め、計画の作成が努力義務となります。

特定の高度な技能の修得のため集中

的に長時間修得する必要のある、時

間外・休日労働が年960時間を超える

●連携B・B・C水準の指定を受けることを予定している医療機関は、令和6年度以降の計画案の作成が必要となります。

まずは、労働時間(実態)を把握してゴール(どの水準の指定が必要か)を設定し、取組を開始することが急務です。

三重県医療勤務環境改善支援センターでは、医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)及び医業分野アドバイザー(医業経営コンサルタント)が、医療機関の現状等をお伺いし、取組事項のご助言等をさせていただきます。また、「医師労働時間短縮計画」作成のお手伝いや勤務実態を調査するためのツールのご提供等もしておりますので、お気軽にご相談くたさい。

三重県医療勤務環境改善支援センター(事業委託:公益社団法人三重県医師会)

〒514-0003 津市桜橋二丁目191-4 三重県医師会館5階(受付時間: 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く))

URL: http://www.mie.med.or.jp/kinmushien/ E-MAIL: mie-kinmusien-c@bird.ocn.ne.jp

TEL: 059-253-8879 / FAX: 059-253-8880



実際に働くことが できる時間(通算)

年960時間以下

年1.860時間以下

年1,860時間以下

年1.860時間以下

年1.860時間以下

<sup>\*</sup> A水準以外は、指定される事由となった業務に従事する医師にのみ適用されるため、医療機関は それぞれの水準について指定を受ける必要があります。